

令和6年度 第3回 松戸市介護保険運営協議会 資料

地域包括支援センターの人員及び運営に関する 条例の改正について

松戸市地域包括ケア推進課

2024/10/17

松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)に盛り込む予定の内容

1. 制定理由

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下、「省令」とする。）の改正（令和6年4月1日施行）に伴い、地域包括支援センターの人員の配置基準について、所要の改正を行うため。

※省令改正に伴う条例改正について、最長1年間猶予する経過措置が設けられている

2. 条例改正の概要について

地域包括支援センターの人員の配置基準について、現行では省令に従い具体的な基準を定めているが、省令改正を機に、省令に定める基準を適用する規定に改正するもの。

3. 省令改正の概要について

これまでの配置基準を原則とした上で、運営協議会が必要と認める場合には、

○常勤換算方法により配置基準を満たすことが認められる

○複数のセンターが担当する地域の高齢者人口を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○			○

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

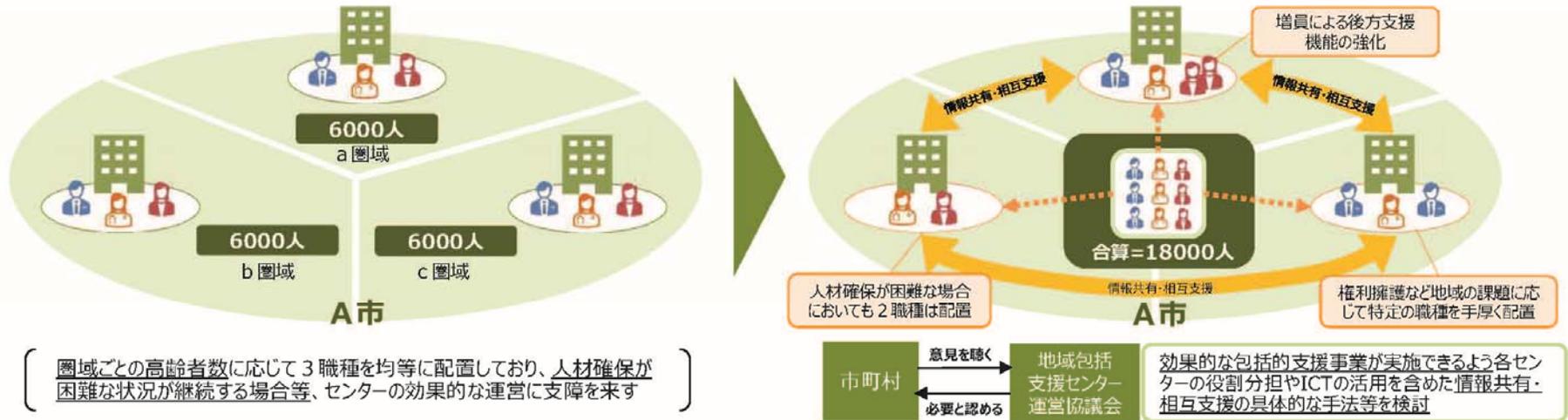
○ センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、**「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定**など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定） 4【厚生労働省】(30)介護保険法
 (viii) 地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

介護保険法施行規則の改正

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置**することを可能とする

注) 市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



○ このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施

- ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正）
- ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正）